

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>1. あらゆる分野への参画の促進</b>					
<b>(1) 働く場における男女平等参画の促進</b>					
<b>① 均等な雇用機会の確保</b>					
<b>ア. ポジティブ・アクションの推進</b>					
1	男女雇用平等参画状況調査の実施	基本条例第13条「事業者からの報告」の規定を踏まえて、事業者に対し、雇用の場における男女平等に関する実態調査を実施し、今後の男女平等施策に活用します。	「企業における女性の雇用管理に関する調査」(予定)  対象： 都内30人以上の事業所 11業種 2,500事業所 男女労働者 5,000人	5,152	産業労働局
2	事業者団体との連絡会等	「事業者からの報告」等を踏まえた情報提供をはじめ、参画促進のための助言、意見交換を行います。	・事業者団体との連絡会を年2回開催 ・労働情勢懇談会の開催	449 706	生活文化スポーツ局 産業労働局
3	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。	事業者団体との連絡会の開催  (No.2参照)	-	生活文化スポーツ局
		女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。	ポジティブ・アクション実践プログラム  2,000部	600	産業労働局
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。	1 ポジティブ・アクションリーダー養成 年1回 30名 2 事業主向け「均等法セミナー」 年2回 各200名 3 ポジティブ・アクションネットワーク会議 年1回	911 1,008 181	産業労働局
<b>イ. 雇用機会均等に関する普及啓発</b>					
4	男女雇用平等啓発資料の発行	雇用の分野における男女平等参画を推進するため、男女雇用平等に関する資料を発行します。	・「働く女性と労働法」 8,000部 ・「男女雇用平等ガイドブック」 15,000部	1,200 1,350	産業労働局
5	男女雇用平等セミナーの実施	男女雇用機会均等法の一層の定着を図り、雇用の場における男女の均等な機会と待遇を促進するために、事業主や男女労働者に対して男女雇用平等に関する啓発活動を実施します。	事業主向け「均等法セミナー」 (No.3再掲) 年2回 各200名 ・労働相談情報センター 12回	(1,008) 2,144	産業労働局
<b>ウ. 都庁内における男女平等参画</b>					
6	管理職選考試験受験の奨励	管理職選考試験の受験について、男女双方の職員に積極的に奨励します。	各局で実施	-	各局
7	採用及び職域の拡大にあたっての男女平等の徹底	採用・昇任・昇格、職務内容の決定及び教育訓練等において、男女平等の徹底を図ります。	各局で実施	-	各局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備</b>					
<b>ア. 多様な働き方を推進するための雇用環境整備</b>					
8	パートアドバイザー制度	パートアドバイザーが事業所を訪問して、パートタイム労働法をはじめとする関係法令の普及啓発、パートタイム労働者の雇用管理についてのアドバイスを行います。	・労働相談情報センター 本所、5事務所 計7名 ・巡回目標件数 年2、600件	19,051	産業労働局
9	労働相談の実施	・労働相談（パート110番） 労働相談情報センターにおいて、パート・派遣労働者等の相談に応じます。 ・パート・派遣・契約社員等電話相談会 労働相談情報センターの労働相談担当職員のほか、弁護士、税理士、社会保険労務士により、パート・派遣・契約社員等の労働条件などについて、電話相談を受け付け、労働条件の向上を図ります。	労働相談情報センター 本所、5事務所 年1回 2日間	22,912	産業労働局
10	普及啓発の推進	・多様な働き方セミナー パート・派遣・契約社員等の多様な就労形態に関する労使の正しい理解を深め、適正な雇用管理が行われるよう、多様な働き方についてのセミナーを実施します。 ・普及啓発資料の提供 パート・派遣・契約社員等の適正な雇用管理と労働条件の改善を図るため、パートタイム労働者等に関する基本的な事項をわかりやすくまとめた普及啓発資料を作成します。	年24回 定員1,440人 ・「パート労働者等非正規労働関係資料」の発行 23,000部	4,109	産業労働局
11	しごとセンター事業の推進（多様な働き方に対する支援）	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	・相談窓口等の設置 ・多様な働き方に関する情報の提供	45,336	産業労働局
12	職業訓練の実施	都立職業能力開発センター等において、求職者を対象として就職に必要な知識・技能を習得できるよう職業訓練を実施するとともに、在職者を対象にしたキャリア・アップのための短期訓練も行います。また、資格取得や訓練内容等の情報提供の充実を図ります。	・職業能力開発センター・校、 国立都営の障害者校で実施 15か所 ・延べ139科目、定員6,800名	3,572,758	産業労働局
13	非正規労働者雇用環境整備企業の支援	パートタイム労働者等の雇用環境整備に取り組む中小企業（トライ企業）に対して、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、具体的な助言を行います。また、特に優れた取組を行う企業をモデル企業に指定します。好事例についてはホームページ等で公表し、成果の普及を図ります。	専門家の派遣 年間150回	6,166	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>③起業家・自営業者への支援</b>					
<b>ア. 起業家・自営業者への支援</b>					
14	創業支援の融資	活発な創業活動が行われるよう、創業時に必要な資金を融資します。	融資目標額 250億円	-	産業労働局
15	TOKYO起業塾の開設	起業のためのセミナーの開催、創業相談や現地指導、交流の場の提供など、総合的な起業家支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談指導 相談(随時) 起業家現地指導 30企業程度</li> <li>・人材育成講座 6コース (内女性のみを対象とするもの1コース)</li> <li>・交流の場の提供 年6回</li> </ul>	4,320	産業労働局
16	創業支援施設の提供	創業者や創業間もない企業を育成するために、オフィスの提供、経営・技術支援など創業環境の整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区部創業支援機能 2か所 110室</li> <li>・創業支援センター 3か所 63室</li> <li>・先駆的ベンチャー支援施設 3か所 62室程度</li> </ul>	596,703	産業労働局
17	農業改良特別普及指導事業の実施	農業の重要な担い手である女性の社会参画及び経営参画を進め、農業経営の安定・発展を図るため、男女共同参画に関する普及啓発、女性の農業経営・起業活動の高度化に向けた研修等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画促進会議、モニタリング委員会の開催 2回</li> <li>・女性農業者能力向上講座 4地区(各5回)延べ20回</li> <li>・男女共同参画フォーラム 1回</li> </ul>	107 1,437 80	産業労働局
18	しごとセンター事業の推進(多様な働き方に対する支援)	パート、アルバイト、派遣労働など、いわゆる正社員以外の働き方や起業・創業、NPOでの就業など雇用労働以外も含めた多様な就業形態を選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な情報提供による支援を実施します。	(No. 11参照)	(45,336)	産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>④女性のチャレンジ支援</b>					
<b>ア. 女性のチャレンジ支援</b>					
19	ポジティブ・アクションの推進	男女平等参画を進める会及び東京ウィメンズプラザの事業等を通じて、女性の能力発揮を進めるための積極的取組の促進を図ります。	(No. 3参照)	-	生活文化スポーツ局
		女性の能力活用や職域の拡大等、企業における女性の積極的な活用の具体的方法を示した「ポジティブ・アクション実践プログラム」を作成し、普及啓発を行います。	(No. 3参照)	(600)	産業労働局
		関係法令や女性の活用事例等について、事業主や企業の担当者を対象としたセミナーを行い、企業の取組を支援します。	(No. 3参照)	(2,100)	産業労働局
20	女性の再チャレンジ推進プロジェクト	<p>実態調査の実施 女性の再チャレンジ支援にあたっての課題等を把握するため、育児中の女性、企業等への実態調査を行います。</p> <p>女性向けマニュアルの作成 再チャレンジしたい女性が自身のキャリア・ライフプランを明確にし、再チャレンジを実現できる力をつけるための具体的方法を示したマニュアルを作成します。</p> <p>企業向けマニュアルの作成 先進的な企業の事例などに基づき、企業における積極的取組・環境整備の具体的方法を示したマニュアルを作成します。</p> <p>再チャレンジの推進 「女性向けマニュアル」「企業向けマニュアル」を活用して、再チャレンジしたい女性を支援するとともに、企業等の取組を促進します。また、区市町村と連携して、育児中の女性にとって身近な地域での取組を促進します。</p>	<p>・「女性の再チャレンジ応援マニュアル」の配布を通じた普及啓発・再チャレンジ支援 対象：育児中の女性、企業や区市町村等</p>	-	生活文化スポーツ局
21	しごとセンター事業の推進(女性再就職支援事業)	業務スキルに不安を抱える再就職が困難な層を主な対象として、就職ノウハウセミナー、能力開発セミナー、職場実習などを組み合わせた「女性再就職サポートプログラム」を実施します。また、子育て期間中であっても、しごとセンターの再就職支援サービスが受けやすくなるよう、しごとセンター内に託児室を整備し、派遣保育士を活用した「託児サービス」を実施します。さらに民間就職支援会社によるカウンセリング、求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施します。	<p>・女性再就職支援サポートプログラムの実施 定員125名</p> <p>・再就職支援セミナーの実施 年4回 160人</p> <p>・利用者向け託児室の運営</p>	19,867	産業労働局
22	職業訓練の実施(育児離職者や母子家庭の母等に対する職業訓練)	子育て中の母親について、自宅で子育てしながら、再就職に向けた職業能力開発を可能とするため、eラーニング訓練を実施します。また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	<p>・eラーニング委託訓練 定員100名</p> <p>・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員200名</p> <p>(No. 12の一部再掲)</p>	(55,866)	産業労働局
190 新規	医師勤務環境改善事業(再就業支援対策) (平成20年度新規事業)	出産や育児といった女性特有のライフイベントなどにより職場を離れた女性医師等の再就業が促進できるよう、現場復帰を目指す医師の復職を支援する研修等の取り組みを行う病院に対して補助を実施します。	<p>・医師勤務環境改善事業</p> <p>再就業支援対策 19病院</p>	285,000	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>(2) 社会・地域活動への参画促進</b>					
<b>ア. 様々な分野における男女平等参画の促進</b>					
23	審議会等への女性委員の任用促進	・任用計画を策定して、審議会等における女性委員の任用を促進します。 平成23年度までに35%以上	・平成20年度以降の任用計画 審議会等の女性委員比率 35%以上	-	各局
24	オープンプラザ事業	民間団体・NPO等から優れた企画を募集し、都が経費を一部負担するとともに、都と民間団体等が共催でワークショップや研修会等を実施することにより、連携した取組を行います。	4 団体	639	生活文化 スポーツ局
25	防災(語学) ボランティア	災害時に語学能力を活用して被災外国人等を支援するため、男女双方の「東京都防災(語学) ボランティア」を募集、登録し、災害時の体制を整備するとともに、防災の現場における男女平等参画を進めます。	・募集・登録(随時) ・研修・訓練の実施 ・情報誌の発行 等	7,651	生活文化 スポーツ局
<b>(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現</b>					
<b>① 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現</b>					
<b>ア. 「仕事と生活の調和」の推進</b>					
26	「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調査」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会(総会、報告会等)、事業者団体との連絡会等(No.2参照)を通して実施	-	生活文化 スポーツ局
191 新規	ワーク・ライフ・バランス推進事業 (平成20年度新規事業)	先進企業における取組事例や育児休業取得時の職場のマネジメントなど、仕事と生活の調和に向けた具体的方策に関する実践プログラムを作成し、業界団体等を通じて広く普及を図る。	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラム(仮称)の作成 ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業の事例分析等に基づき、企業メリットや手法を分かりやすく提示するとともに、個人の事例分析等加えてその進め方を具体的に明らかにする。 ・普及啓発 男女平等参画を進める会及び業界団体等との連携を通じた気運の醸成・企業における導入促進	16,547  38	生活文化 スポーツ局
27	次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業 年間450社	5,920	産業労働局
		企業の両立支援全般に対する取組の具体化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	両立支援アドバイザー 2名	5,823	産業労働局
28	中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	助成企業 450社	354,959	産業労働局
29	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	60か所	405,000	福祉保健局
192 新規	院内保育施設の支援 (平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	72か所	170,576	福祉保健局
193 新規	医師勤務環境改善事業(院内放課後対策) (平成20年度新規事業)	女性医師が増加傾向にある中、就学後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。	・医師勤務環境改善事業 院内放課後対策 19病院	128,250	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>② 子育てに対する支援</b>					
<b>ア. 保育サービスの充実</b>					
30	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	認可保育所等において実施	-	福祉保健局
31	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前を設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	市町村部 A型87か所、B型40か所 (区部は財政調整交付金により実施)	2,026,487	福祉保健局
32	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免します。	・固定資産税等 ・不動産取得税	-	主税局
33	家庭福祉員の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭福祉員の設置を推進します。	・保育室（市町村部） 342人 (区部は財政調整交付金により実施) ・家庭福祉員 389人 (区部は一部財政調整交付金により実施)	402,557	福祉保健局
34	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	・全市町村 39か所	14,897,182	福祉保健局
35	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	・区部は財政調整交付金により実施 ・市町村部は子育て推進交付金により実施	-	福祉保健局
36	病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病後児保育の充実を図ります。	次世代育成支援対策交付金により実施	-	福祉保健局
37	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	48か所	24,738	福祉保健局
38	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	647園	929,765	生活文化スポーツ局
39	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進します。	・研修対象者数 1,700人	755	福祉保健局
40	認定こども園の推進	就学前の子どもに関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を推進します。	50か所	278,000	福祉保健局
			33園	348,110	生活文化スポーツ局
			-	-	教育庁
41	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	(No. 29参照)	(405,000)	福祉保健局
192 新規 (再)	院内保育施設の支援 (平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	72か所	(170,576)	福祉保健局
193 新規 (再)	医師勤務環境改善事業（院内放課後対策） (平成20年度新規事業)	女性医師が増加傾向にある中、就学後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。	・医師勤務環境改善事業 院内放課後対策 19病院	(128,250)	福祉保健局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>イ 地域での子育て支援</b>					
42	一時・特定保育	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子どもを預かる一時・特定保育事業の充実を図ります。	一時保育事業 248,795日 特定保育事業 19,307日 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 8か所	363,550	福祉保健局
43	子ども家庭総合センター(仮称)の整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、「子ども」への支援だけでなく、「親」への支援を総合的・一体的に実施する拠点として、子ども家庭総合センター(仮称)を設置します。	「子ども家庭総合センター(仮称)基本構想」に基づいて実施(平成21年度以降開設予定)	170,211	福祉保健局
				-	教育庁
				-	警視庁
44	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型50か所 ・従来型2か所 ・小規模型6か所 (区部は財政調整交付金により実施)	354,900	福祉保健局
45	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域の子育て家庭の支援を行うため、身近な場所(保育所等)につどいの場を提供し、子育て相談や子育て関連情報の提供等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	・A型区市町村部は子育て推進交付金により実施、区部は財政調整交付金により実施 ・B型62か所 ・C型112か所	665,627	福祉保健局
194 新規	企業・商店街等との連携による子育て支援事業(平成20年度新規事業)	区市町村が地域の企業や商店街等の協賛を得て行う、中学生以下の子どもがいる世帯及び妊婦のいる世帯への優待事業を行う場合、一定の補助を行います。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	-	福祉保健局
195 新規	親の子育て力向上支援事業(平成20年度新規事業)	育児に自信を持ってない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	-	福祉保健局
196 新規	区市町村相談対応力強化事業(平成20年度新規事業)	地域における子育て対応力強化を図るため、子育てひろばB型を身近な支援拠点とするきめ細やかな地域の相談体制を構築するとともに、子ども家庭支援センターにおけるスーパーバイザーの活用を支援します。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	-	福祉保健局
46	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	604クラブ	1,417,224	福祉保健局
47	放課後における子どもの居場所づくり	区市町村が、地域の大人たちの協働により、放課後における安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)をつくり、スポーツ・文化活動などの提供等を行う事業を実施する場合に補助を行います。	放課後子供教室への補助 680か所	1,125,651	教育庁
48	児童相談所の運営	18歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	11か所	1,016,000	福祉保健局
49	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者から構成され、その会員が地域において育児に関する相互援助活動を行う組織である「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	・活動支援 普及啓発資料の発行等	733	福祉保健局
			・運営費補助 設立区市町村への助成	50,764	40か所

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
50	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、安心して育児に取り組む環境を整えます。	3区市	20,000	福祉保健局
51	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	-	福祉保健局
52	児童虐待への取組の推進	子ども家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見、必要な迅速かつ的確な対応を図ります。	児童相談所の運営 (No. 48参照)	(1,016,000)	福祉保健局
			育児等健康支援事業（乳幼児健診における育児支援強化事業）	-	
			健全育成の観点からの連携	-	教育庁
			通常業務を通して実施	-	警視庁
197 新規	子どもの心の診療拠点病院	子どもの心の問題（虐待・発達障害・いじめ・不登校等）について、専門的なケアにつなげる体制を整備するため、都内医療機関における子どもの心の対応への取組が促進されるよう、拠点的役割を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関	18,669	福祉保健局
53	勝どき一丁目地区プロジェクト	都営住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃の賃貸住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	平成19年度工事着工（平成22年度完成予定）	-	都市整備局
54	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	(No. 34参照)	(14,897,182)	福祉保健局
55	子どもの生活習慣確立の取組	子どもの生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	平成19年度事業終了	-	教育庁
56	幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム（睡眠、食事、遊び）に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書等をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	平成19年度事業終了	-	青少年・治安対策本部

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>ウ. ひとり親家庭への支援等</b>					
57	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、職業情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。また、東京しごとセンター内にも相談窓口を設置し、相互に連携を図りながら、就業を支援します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	19,389	福祉保健局
198 新規	養育費相談体制の充実	母子家庭等就業・自立支援センターに専門の相談員を配置し、養育費相談を実施するとともに、区市の母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員に対し養育費等に関する研修を実施します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	2,284	福祉保健局
199 新規	ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に施策を展開できるよう、ひとり親家庭福祉分野の包括補助事業を創設し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。	全区市町村	230,000	福祉保健局
58	ひとり親家庭生活支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する講習会事業や訪問事業など、各種事業への補助を行います。	2区市	1,484	福祉保健局
59	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市 (区部は財政調整交付金により実施)	86,965	福祉保健局
60	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給するとともに、短期間の有期雇用者を常用雇用へ転換した事業主に一時金を支給します。	13町村	4,975	福祉保健局
61	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	町村部及び島しょ部は都で実施	1,390	福祉保健局
62	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	ハローワーク（公共職業安定所）との連携により実施	-	福祉保健局
63	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等に対する児童育成手当等の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施	10,032,994	福祉保健局
64	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	8,102件	4,458,000	福祉保健局
65	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。  また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。	・職業訓練手当の支給 総定員268名  ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員200名  (No.22の一部再掲)	477,242  (48,020)	産業労働局
66	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当てを行います。	・ポイント方式による募集年2回募集（2月、8月） ・世帯向け募集における当選倍率の優遇（7倍）年2回募集（5月、11月） ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て年2回割当て60戸程度（年間）	-	都市整備局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局		
<b>エ. 育児休業取得者の支援</b>							
67	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。	・融資目標額 1,000万円	5,000 (預託額)	産業労働局		
<b>オ. 行動しやすいまちづくり</b>							
68	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	21,877	福祉保健局		
69	福祉のまちづくり事業の実施	・ユニバーサルデザイン整備促進事業(ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業)	・10自治体	1,000,000	福祉保健局		
		・ユニバーサルデザイン整備促進事業(とうきょうトイレ事業)	・16地区	200,000			
		・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業	・315両	366,030			
		・鉄道駅エレベーターなど整備事業	・24駅	457,860			
			・エレベーター (年度末累計 95駅197基)	供用開始 7駅11基		2,843,347	交通局
			・エスカレーター (年度末累計 103駅763基)	供用開始 3駅3基		503,248	
		・鉄道駅へのだれでもトイレ設置	・だれでもトイレ (年度末累計 104駅)	-		-	
	・ノンステップバスの導入	・ノンステップバス (年度末累計 1187両)	110両	2,616,375			
200 新規	子育て家庭の外出環境の整備	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	200か所 (福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施)	-	福祉保健局		

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局	
<b>③ 介護・高齢者に対する支援</b>						
<b>ア. 介護への支援</b>						
70	在宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。</li> <li>訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。</li> <li>訪問看護 看護職員等が、家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。</li> <li>訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。</li> <li>通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。</li> <li>短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受けます。</li> </ul>	21,499,862回/年  667,791回/年  1,571,049回/年  77,649回/年  通所介護 4,313,797回/年 通所リハビリテーション 1,235,848回/年  1,596,129日/年	*東京都高齢者保健福祉計画(平成18年度～平成20年度)におけるサービス目標量	介護保険サービスとして、保険給付及び利用者負担により、指定業者が実施	福祉保健局
71	認知症高齢グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	・新規	85ユニット	2,228,300	福祉保健局
72	介護保険施設の整備(特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 ・継続	6か所 9か所	4,916,734	福祉保健局
73	介護保険施設の整備(老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 ・継続	3か所 9か所	4,274,893	福祉保健局
<b>イ. 介護休業取得者の支援</b>						
74	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。	(No. 67参照)	(5,000) (預託額)		産業労働局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>ウ. 高齢者の自立支援</b>					
75	しごとセンター事業の推進(高齢者の雇用就業支援)	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	・しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	47,347	産業労働局
201 新規	団塊世代向け就業支援	団塊の世代の高い就業意識に応じていくため、「団塊の世代向け就業支援総合セミナー」、「中小企業向けエキスパート人材開発プログラム」など、就業支援サービスを提供する。	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 定員800名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 定員100名	8,650	産業労働局
76	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	58区市町村	759,529	産業労働局
77	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	17区市に補助	131,681	産業労働局
78	職業訓練の実施(高年齢者訓練)	高齢者等が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センターで高年齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。	・高年齢者向け訓練 定員1,220名 ・高年齢者向け委託訓練 定員420名 (No.12の一部再掲)	(183,296)	産業労働局
79	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応 ・緊急通報システム受信業務 ・火災安全システム受信業務	- 21,065	福祉保健局 東京消防庁
80	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン(管理人)又はLSA(生活援助員)を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応 300戸(都営住宅の建設等)	- 3,646,232	福祉保健局 都市整備局
81	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	150戸(認定予定)	98,683	都市整備局
82	バリアフリー化の普及促進	「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	講演会、コンペ及び相談室等を実施	-	都市整備局
83	高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知	-	都市整備局
84	高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者(高齢者等)の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター及び地域の不動産店の申込窓口を通して実施	-	都市整備局
85	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集(2月、5月、8月、11月)	-	都市整備局

No.	事業名	事業概要	平成20年度 事業規模	事業費(千円)	所管局
<b>エ. 行動しやすいまちづくり</b>					
86	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	(No. 68参照)	(21, 877)	福祉保健局
87	福祉のまちづくり事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業、とうきょうトイレ事業）</li> <li>・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業</li> <li>・鉄道駅エレベーターなど整備事業</li> <li>・鉄道駅へのだれでもトイレ設置</li> <li>・ノンステップバスの導入</li> </ul>	(No. 69参照)	(2, 023, 890)	福祉保健局
				(5, 962, 970)	交通局